

社会福祉法人おりいぶ会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おりいぶ会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び旅費交通費の額とその支給方法について定める。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(旅費交通費)

第3条 十日町市外に在住の役員等が、評議員会・理事会の委任を受けて開催する会議に出席する場合は、その実費相当額を現金にて支払う。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

第4条 本規程は、評議員会・理事会の議決を経て、改廃することができる。

附則 この規則は、2019年6月17日から施行する。